

## 有限会社ケアリゾート介護職員初任者研修（通信）学則

### 1. 事業者の名称・所在地

本研修は、次の事業者が実施する。

名 称 有限会社 ケアリゾート  
所在地 三重県志摩市志摩町布施田 1 0 8 5-1

### 2. 事業の目的

在宅サービスの中核となる介護員の養成を図り、高齢化社会への対応の一助とする。

### 3. 研修事業の名称及び実施課程及び形式

- ・ 名称 ケアリゾート 介護職員初任者研修課程
- ・ 実施過程 介護職員初任者研修
- ・ 実施形式 通信形式

(年度事業計画〔研修日程及び募集定員〕)

平成 28 年度の研修事業は、次の計画どおり実施する。

回数	実施期間	募集定員
第 1 回	平成 28 年 9 月 4 日～平成 28 年 11 月 30 日	30 名

### 4. 受講対象者

受講対象者は介護サービスに従事することを希望する者及び介護の知識・技術を学び家庭や地域活動に活用することを希望する者であり、15 歳以上の心身ともに健康である者とする。

(研修参加費用)

内訳	金額
受講料	26,750 円
テキスト代	3,150 円
合計	29,900 円

### 5. 使用教材

(株)QOL サービス「介護職員初任者研修テキスト」

### 6. 研修カリキュラム

別紙「研修カリキュラム」のとおり

### 7. 講義・演習・実習施設として使用する会場の名称・所在地

別紙「研修会場リスト」のとおり

## 8. 科目ごとの担当講師一覧

別紙「講師一覧表」のとおり

## 9. 募集手続き及び本人確認の方法

①所定の申込書については下記のところにて入手されるか又は下記ホームページにおいてダウンロードし、必要事項を記入の上、下記のところへ持参又はFAX又は郵送にて申し込みをする。

(申込・資料請求)

〒517-0702 志摩市志摩町布施田 1085-1 (有)ケアリゾート 本部

TEL 0599-85-4136 FAX 0599-85-4597

HP <http://www.care-resort.co.jp>

②受講申し込みは、定員に達した時点で受付を終了する。

③初回の講義時までには、受講生より下記の公的証明書の原本の提示を求め、本人確認を行うと共に、確認方法を記録し、三重県介護職員初任者研修事業者指定要綱(平成25年4月1日施行)第19条の規定により保存するものとします。

- ・ 戸籍謄本、戸籍抄本又は住民票
- ・ 住民基本台帳カード
- ・ 在留カード
- ・ 健康保険証
- ・ 運転免許証
- ・ パスポート
- ・ 年金手帳
- ・ 国家試験を有する者については、免許証又は登録証

## 10. 科目の免除

三重県介護職員初任者研修実施要領の規定に従って科目免除を行う。(免除要件の確認書類を提出)免除を希望する教科の受講は不要ですが、受講料の減免はありません。

## 11. 通信形式の実施方法

### ①学習方法

添削課題を提出期限までに提出することとする。但し、合格点(80点以上)に達しない場合は合格点に達するまで再提出を求める。

## ②評価方法

添削課題については、課題の理解度及び記述の的確性・倫理性に応じて担任講師が A・B・C・D の評価を行うこととする。B以上が合格ラインであり合格ラインに達するまでは再提出を行う。

(A=90点以上、B=80～89点、C=70～79点 D=70点未満)

## ③個別学習への対応方法

受講生の質問については FAX (0599-85-2505) 又は Eメール ([tomoyo@care-resort.co.jp](mailto:tomoyo@care-resort.co.jp)) により受付、必要に応じて担当講師に照会する。

## 1 2. 研修修了の認定方法

修了の認定は第6項に定めるカリキュラムをすべて履修し、次の修了評価を行った上、修了認定会議において基準に達したと認められた者に対して行う。

①修了評価は、三重県介護職員初任者研修事業者指定要綱別紙2に定める「修了時の評価ポイント」に沿って評価を行います。

②修了評価は、全科目を履修した者に対して筆記試験により1時間以上実施します。

なお、「研修カリキュラム表」の「9こころとからだのしくみと支援技術」内において、介護に必要な基礎知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価を、実技試験も合わせた方法により実施します。

③認定基準は、次のとおり理解度の高い順に A→B→C→D の4区分で実施した上で、C以上の評価の受講生を、評価基準を満たしたものと認定します。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講を行い補講終了後再試験を行い、基準に達した場合に修了と認定します。

〔認定基準〕(100点を満点とします)

A=90点以上 → 「説明できる」(具体的に説明できるレベル)

B=80～89点 → 「概説できる」(だいたいのところを説明できるレベル)

C=70～79点 → 「列挙できる」(知っているレベル)

D=70点未満

## 1 3. 研修出席者の取扱い

理由の如何にかかわらず、研修開始時刻から10分以上遅刻した場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合には必ず連絡するものとする。

## 1 4. 補講の取扱い

①研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。

②補講できる単位は、「研修カリキュラム表」の科目または項目ごとに対面式で実施

するものとします。

- ③補講の単価は、講義及び演習については1時間当たり1,000円とし、実習については1時間あたり1,200円とします。

#### 15. 受講の取り消し

- ①学習意欲を著しく欠き、修了の見込みがないと認められる者  
②研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者

#### 16. 修了証明書の交付

第12項により修了と認定された者には、当社において三重県介護職員初任者研修事業者指定要綱第12条に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

#### 17. 修了者の管理

三重県に報告するとともに、当社の修了台帳にて保管します。また、修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により有料にて再交付します。

#### 18. 情報開示するホームページアドレス

<http://www.care-resort.co.jp/>

#### 19. 研修事業執行担当部署名

(有)ケアリゾート 本部 TEL0599-85-4136 fax0599-85-4597

#### 20. その他研修実施に係る留意事項

- ①研修に関して下記の苦情等窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。  
苦情対応部署 (有)ケアリゾート受講生担当窓口担当者 大田  
TEL 0599-85-4136
- ②事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。
- ③受講者等が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行います。

#### 21. 施行細則

この学則に必要な細則ならびにこの学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、当社がこれを定めます。

## 2.2. 施行日

この学則は平成 28 年 4 月 1 日から施行します。